

# 村づくり交付金実施要綱

平成16年3月30日付15農振第2551号  
最終改正 平成22年4月1日付21農振第2462号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

## 第1 趣旨

農村においては、農業の持続的な発展とともに、定住条件等の改善を図るために、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備が行われてきた。今後、高齢化、過疎化、混住化など従来から農村が抱える課題に加え、市町村合併の進展に伴い、中心集落への人口集中、外縁部集落の人口減少に起因する集落機能の低下や社会資本整備の集落間格差等の拡大等の新たな問題や、国と地方との役割の見直しによる地方分権の推進、米政策改革に伴う農業・農村の構造改革等、新たな課題に対応するため、地域が主体となった活力ある村づくりを進めることが喫緊の課題となっている。

このような状況に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、国の関与を縮減し、市町村の裁量を拡大して、農業生産基盤の整備と併せて、農村の集落基盤の総合的な整備を実施する新たな仕組みである村づくり交付金を創設し、個性的で魅力ある村づくりを推進する。

## 第2 事業の内容等

- 1 村づくり交付金の事業（以下「本事業」という。）は、村づくり計画に基づき、農業生産基盤と併せて、農村の集落基盤の整備を実施する事業とする。
- 2 本事業の事業実施主体は、市町村、一部事務組合又は土地改良区等（土地改良区及び農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める団体をいう。以下同じ。）とする。
- 3 本事業は、村づくりの目標及び指標を設定し、事業完了後に目標及び指標の達成状況を評価し、公表するものとする。
- 4 本事業は、次の要件をすべて満たす区域において実施するものとする。
  - (1) 第3に規定する村づくり計画が策定されている地域であること。
  - (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること。
- 5 本事業で実施できる工種及び内容は、別表1に掲げるほか、以下に定めるとおりとする。

- (1) 別表1の2の集落基盤整備の(10)集落農園整備及び(14)集落土地基盤整備については、「農業振興地域整備の推進について（平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知）」の記の第2の規定にかかわらず、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域についても対象として実施することができるものとする。

### 第3 村づくり計画

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標や事業計画を定めた村づくり計画を策定するものとする。ただし、事業実施主体が土地改良区等の場合は、村づくり計画の内容について、本事業を実施しようとする地域をその区域に含む市町村に協議し、同意を受けるものとする。
- 2 複数の市町村が事業実施主体又は事業を実施しようとする地域にその区域を含む場合については、関連する市町村が協議の上、村づくり計画を作成するものとする。
- 3 村づくり計画は、農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される当該市町村の農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）とする。
- 4 村づくり計画を作成するにあたっては、関係機関や施設の予定管理者等と協議調整を図るほか、地域住民の意向を十分反映するものとする。

### 第4 事業の申請・採択

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める様式により都道府県知事に申請書を提出するものとする。都道府県知事は、村づくり計画の承認を行った上で、地方農政局長（北海道においては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農村振興局長、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に申請書を提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の規定により提出された申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、本事業の採択を決定して、その旨を都道府県知事（北海道にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。本事業の採択の通知を受けた都道府県知事は、本事業を実施したい旨の申請をした事業実施主体へ採択の決定を通知するものとする。
- 3 事業実施主体が村づくり計画の重要な部分の変更を行うときは、農村振興局長が別に定める様式により、村づくり計画変更承認申請書を都道府県知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施主体が土地改良区等の場合は、村づくり計画の変更内容について市町村に協議し、同意を得た上で、村づくり計画変更申請書を都道府県知事に提出し、承認を受けるものとする。都道府県知事は、承認を行った場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。
- 4 本事業の採択期間は、平成16年度から平成24年度までの9年間とする。

## 第5 指導推進等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体に対して、村づくり計画の作成及び本事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を講ずるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業完了後、村づくり計画に定めた目標及び指標について、達成状況を検証し、農村振興局長が別に定める様式により、検証結果を都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が土地改良区等の場合は、村づくり計画の達成状況の検証結果について市町村に協議し、同意を得た上で、都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、検証結果の報告を受けたときは、速やかに地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、検証結果について農村振興局長が別に定める基準により、報告内容を審査の上、審査結果を公表するものとする。
- 4 地方農政局長は、3の審査の結果、村づくり計画に定められた目標及び指標が達成されていないと認められた場合には、事業実施主体に対して改善措置等を求めるものとする。
- 5 本事業の推進に当たっては、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振大2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本事業を効率的にかつ効果的に推進するものとする。

## 第6 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。
- 2 本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、農林漁業金融公庫資金（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫資金。以下同じ。）又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
  - (1) 農林漁業金融公庫資金の貸付条件は、農林漁業金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
  - (2) 農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

## 第7 施設の管理、運営

事業実施主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適切な管理及び運営に努めるものとする。

## 第8 委任

本事業の実施については、この要綱の定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

## 第9 関係機関との連携

都道府県知事及び市町村長は、村づくり計画の策定及び事業の実施が円滑かつ適切に行われるよう関係部局間において十分連絡調整を図るものとする。

## 第10 経過措置

- 1 以下に定める要綱に基づき採択された地区であって、平成20年度以降について、本事業への移行を申請し、承認を受けた地区については、本事業へ移行されたものとみなす。なお、この場合、第3に規定する村づくり計画の策定については、平成20年度中に行うこととする。
  - (1)むらづくり総合整備事業  
(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知)
  - (2)農村振興総合整備事業等実施要綱に定める農村振興総合整備統合補助事業  
(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)
  - (3)集落地域整備統合補助事業実施要綱  
(平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知)
  - (4)農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱  
(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知)
  - (5)地域用水環境整備事業実施要綱  
(平成12年3月24日付け12構改D第268号農林水産事務次官依命通知)
  - (6)集落基盤整備事業実施要綱  
(平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知)
  - (7)美しい村づくり総合整備事業実施要綱  
(平成16年3月30日付け15農振第2547号農林水産事務次官依命通知)
- 2 1について、都道府県知事は、事業実施主体から農村振興局長が別に定める様式による移行申請書を添付して本事業に移行し、実施したい旨の届出があったときは、申請書を受理の上、地方農政局長に届け出るものとする。
- 3 1に規定する村づくり計画の策定について、土地改良区等が事業実施主体である地区については、第3に規定する市町村への協議及び同意を省略できるものとする。
- 4 1の規定により村づくり交付金に移行した地区について、従前の事業計画に定めた工種については、村づくり計画に定めることができるものとし、その内容については、なお従前の例による。
- 5 平成19年度以前に本事業で採択された地区のうち平成20年度以降も継続して実施する地区については、第4の3の事業計画の重要な部分の変更を行う場合を除き、なお従前の例による。
- 6 平成21年度以前に本事業で採択された地区のうち平成22年度以降も継続して実施する地区については、第6の1を除き、なお従前の例による。ただし、別表1の1の(5)鳥獣進入防止施設整備については、平成21年度時点の事業計画に位置付けられた範囲に限り実施できるものとする。
- 7 田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された地区であって、農村振興局長が別に定めるところにより、

都道府県知事による村づくり計画の承認を受け、かつ、地方農政局長の承認を受けた地区については、平成22年度中に限り、当該地区を第4の2により採択された地区とみなして本事業を実施することができる。

この場合において、地方農政局長の承認の申請時に第3の村づくり計画が策定されていない場合にあつては、当該承認を受けた後、遅滞なく村づくり計画を策定し、都道府県知事の承認を受けるものとする。

別表 1

## 工 種 及 び 内 容

	工 種	内 容
1 農 業 生 産 基 盤 整 備	(1)ほ場整備	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備
	(2)農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(3)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(4)農用地開発	農地及び草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいう。）の造成（農用地間の地目変換及び埋立、干拓によって農用地を造成する事業を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農用地の改良又は保全	(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備
2 集 落 基 盤 整 備	(1)農業集落道整備	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備並びに主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持若しくは雨水の整備
	(4)農業施設等用地整備	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備
	(5)集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な、農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備
	(6)自然環境・生態系保全施設整備	土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設
	(7)地域資源利活用施設整備	農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む）して農業生産の補完等を行うための施設
	(8)施設補強整備	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強
	(9)地域農業活動拠点施設	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の

整備	拠点として利用される建物及び用地の整備
(10)集落農園整備	<p>ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>③ ①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備</p>
(11)情報基盤施設整備	<p>土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備</p>
(12)施設環境整備	<p>農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修</p>
(13)歴史的土壌改良施設保全整備	<p>歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備</p>
(14)集落土地基盤整備	<p>ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。</p> <p>② ①と一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。</p>
3 市 町 村 創 造 型 整 備	<p>(1)市町村創造型整備</p> <p>村づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ地方農政局長等が特に必要と認める事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（総事業費の10%以内）</p>

# 村づくり交付金実施要領

平成16年3月30日付15農振第2552号  
最終改正 平成22年4月1日付21農振第2463号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事  
殿

農林水産省農村振興局長

村づくり交付金の実施の取扱いについては、村づくり交付金実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによる。

## 第1 村づくり計画

1 要綱第3の1に定める「村づくり計画」は、事業実施主体が地域の特性と自らの創造力を活かし、地域が主体となった個性ある村づくりを実現するために、本事業を活用して達成すべき目標とその達成状況を客観的に評価できる指標とそれを実現するために必要となる内容を取りまとめた事業計画とする。

2 村づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく工種及び内容が本事業の中で実施される場合には、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、同法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 農村振興基本計画における村づくり計画の位置付け

(2) 村づくりの目標・指標

(3) 事業の目的

(4) 事業計画区域の範囲

(5) 費用の総額及びその内容

(6) 事業計画概要

(7) 工事の着手及び完了予定時期

(8) 事業実施主体

(9) 施設の予定管理者及び（予定）管理方法

(10) 効用

3 目標及び指標については、以下の観点を検討して、適切に設定するものとする。

(1) 目標：

①地域が抱える課題等に対して、本事業の活用によって、目指すべき将来像が明確かつ具体的であること。

②目標の実現及び事業計画の内容が合致していること。

(2) 指標:

①目標の達成状況を適切に反映できること。

②指標の設定及び事業計画の内容が合致していること。

③客観的なデータ等に基づき測定可能であること。

④アウトカム指向であること。

⑤事業実施前と事業完了後の時点の比較が可能であること。

4 村づくり計画は、農業振興地域整備計画その他の地域計画（以下「農業振興地域整備計画等」という。）との調和に配慮するとともに、土地改良区その他関係団体（以下「関係団体等」という。）の意向を十分考慮して作成する。

5 村づくり計画のうち土地改良法に基づく土地改良事業に係る部分については、当該事業計画は、同法に規定する土地改良事業計画として定めることができるものとする。

## 第2 事業の内容等

1 要綱第2の2の「農村振興局長が別に定める団体」とは農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が村づくり交付金の事業実施主体として適当と認められる団体とする。

なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(1) 団体の代表者及び代表権の範囲

(2) 団体の意志決定の機関及びその決定方法

(3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

2 要綱の別表1に掲げる工種のうち、留意すべき工種の細目等は次のとおりとする。

(1) ほ場整備

自然環境のネットワークの形成等、自然環境や生態系の保全に配慮して当該整備を実施する場合にあつては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体であつて地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

(2) 農用地の改良又は保全

① 農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するため行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修

② 土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修

③ 農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締め、防風林等

④ 交換分合

(3) 農業集落道整備

① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び

同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

- ② 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。
  - ③ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。
  - ④ 当該施設を整備する場合にあたっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系の保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。
- (4) 営農飲雑用水施設整備
- ① 営農飲雑用水施設の整備にあたっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。
  - ② 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。
  - ③ 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は、2戸以上とする。
- (5) 農業集落排水施設整備
- ① 受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあつては10戸、集落排水路にあつては10戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2戸以上とする。
  - ② 当該施設を整備する場合にあたっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巣ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。
  - ③ 河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、当該施設の整備の対象としないものとする。ただし、やむを得ず1級河川又は2級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業実施主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。
  - ④ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条及び第4条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による農業集落排水施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。
  - ⑤ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備にあたっては、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準じて行うものとする。
- (6) 農業施設等用地整備
- ほ場整備等により創出された非農用地においては、次に掲げる用地の整備を实

施できるものとする。

- ① 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地
  - ② 地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地
  - ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
  - ④ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地
  - ⑤ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地
  - ⑥ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
- (7) 集落防災安全施設整備
- 整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。
- (8) 自然環境・生態系保全施設整備
- ① 農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設とは、農村の自然環境を生物の生態系保全空間の拠点として整備するとともに、拠点をつなぐ生態系回廊として農業用排水路、集落排水路、農道、集落道等を生態系に配慮した工法により整備し、自然環境ネットワークの形成を図るものとする。
  - ② 当該施設の整備にあたっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする。
  - ③ 修景施設とは、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。
- (9) 地域資源利活用施設整備
- ① 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする。
  - ② 施設の整備は次のとおりとする。
    - ア 農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等
    - イ 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源を供給する施設
    - ウ ア及びイに付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の

活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設

エ 農村地域における有機性資源の処理、再生利用等の施設

なお、附帯する施設の整備は上記イ及びエの施設の敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。

- ③ ②のエの整備を行う場合の対象資源及び生成物の取扱は以下のとおりとする。
  - ア 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする。
  - イ 生ごみ又は家畜ふん尿を処理対象の過半とすることはできないこととする。
  - ウ 有機性資源の処理、再利用等の施設とは、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等をいうものとする。
- ④ 有機性資源を取り扱う施設の整備にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。
- ⑤ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。

(10) 施設補強整備

防災の観点から当該施設を整備する場合にあつては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

(11) 地域農業活動拠点施設整備

- ① 建物については、事業地区内の既存の施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設の改築や他事業との合築を基本とする。施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。
- ② 建物の整備規模は、延床面積でおおむね500平方メートル以内とする。
- ③ 建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。
- ④ 用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものとする。
- ⑤ 用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあつては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあつては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。

(12) 集落農園整備

- ① 当該施設の整備にあつては、集落農園開設のために必要な農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に周辺農用地の整備を行うものとする。
- ② 附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。
- ③ 保健休養施設の整備等高齢者・障害者の利用に資するための整備を実施できるものとする。

(13) 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次のとおりとする。

- ① 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに係る情報の伝達に必要な通信線の整備
  - ② 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、①に掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造
- (14) 施設環境整備
- 当該施設を整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。
- (15) 歴史的な土地改良施設保全整備
- ① 歴史的な土地改良施設の保全整備に当たっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
    - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は同法第56条の2の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土地改良施設であること。
    - イ 当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。
  - ② 要綱の別表1の工種欄の2の(13)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、以下の施設の整備を行うものとする。
    - ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫
    - イ 管理道及び駐車場
- (16) 市町村創造型整備
- ① 整備の対象は以下のとおりとする。また、補助の範囲は、総事業費の10%以内とする。
    - ア 村づくりの計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、地方農政局長等が特に必要と認める農林水産業の振興に資するための施設の整備
    - イ 村づくりの計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、地方農政局長等が特に必要と認める農林水産業の振興に資するためのソフト経費（本事業で実施する施設の整備に密接に関連するものに限る。）

### 第3 事業の申請・採択等

- 1 複数の事業実施主体が本事業を実施しようとする場合は、一の予定事業実施主体が他の予定事業実施主体の同意を得て、要綱第4の1に定める申請をすることができる。
- 2 要綱第3の1及び第4の1から3に定める申請、通知又は報告等の様式は、次のとおりとする。
  - (1) 要綱第3の1に定める村づくり計画は、別記様式第1号並びに第2号その1、その2及びその4によるものとする。
  - (2) 要綱第3の1に定める土地改良区等が市町村に対して行う協議及び市町村が土地改良区等に対して行う村づくり計画の同意は、別記様式第3号及び別記様式第4号によるものとする。
  - (3) 要綱第4の1に定める事業実施主体が都道府県知事に提出する申請書及び都道府

- 県知事が地方農政局長に提出する申請書は、別記様式第5号によるものとする。
- (4) 要綱第4の1に定める都道府県知事が事業実施主体に対して行う村づくり計画の承認は、別記様式第6号によるものとする。
  - (5) 要綱第4の2に定める地方農政局長が都道府県知事に対して行う採択の決定の通知及び都道府県知事が事業実施主体に対して行う採択の決定の通知は、別記様式第7号とする。
  - (6) 要綱第4の3に定める土地改良区等が市町村に対して行う協議は別記様式第8号、市町村が土地改良区等に対して行う同意は別記様式第9号、事業実施主体が都道府県知事に提出する村づくり計画変更承認申請書は別記様式第10号及び都道府県知事から事業実施主体に対する承認の通知は別記様式第11号によるものとする。
  - (7) 要綱第4の3に定める都道府県知事が村づくり計画の重要な部分の変更の承認を行ったときの地方農政局長への報告は、別記様式第12号によるものとする。
- 3 要綱第4の2に定める審査は、要綱第2に定める要件のほか、(1)から(5)までに掲げる基準により行うものとする。
- (1) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること。ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、別表1の工種欄の2に掲げる工種を中心とする整備を実施する場合は、この限りでない。
  - (2) 村づくり計画に定める目標及び指標が適切に設定されていること。
  - (3) 村づくり計画に定める目標及び指標を達成する上で必要な工種及び内容が設定されていること。
  - (4) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められること。
  - (5) 総事業費は200百万円以上であること。
- 4 要綱第4の3の村づくり計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。
- (1) 目標、指標の変更
  - (2) 工種の追加又は廃止
  - (3) 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
  - (4) その他事業内容の著しい変更
- 5 事業実施主体は、本事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法その他の法令による所要の手続きを経るものとする。なお、所要の手続きとは、例えば土地改良事業の計画の概要の公告、土地改良法第3条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などが該当する。なお、村づくり交付金に係る土地改良事業の計画の概要は別記様式第13号によることができるものとする。
- 6 要綱第10の2に定める事業実施主体が都道府県知事及び都道府県知事が地方農政局長に申請する場合の移行申請書は別記様式第14号、地方農政局長が都道府県知事及び都

道府県知事が事業実施主体へ通知する移行の承認は、別記様式第15号によるものとする。

- 7 事業実施主体は、都道府県知事が定める期限までに、前年度に実施した事業内容について、別記様式第16号により都道府県知事に報告するものとする。
- 8 事業内容に土地改良法に基づく事業が含まれる場合は、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」(平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官依命通知)に定める手続きに準じて、事業計画に関する手続きを行うものとする。

#### 第4 検証、公表

- 1 要綱第5の2に基づき、事業完了後、事業実施主体が村づくり計画に定めた目標及び指標の達成状況を検証するものとする。なお、土地改良区等が市町村に対して行う協議は別記様式第17号、市町村が土地改良区等に対して行う同意は別記様式第18号、事業実施主体が都道府県知事に対して行う検証結果の報告の様式は別記様式第19号及び都道府県知事が地方農政局長に対して行う検証結果の報告の様式は別記様式第20号とする。
- 2 要綱第5の3に基づき、地方農政局長は、1により報告のあった検証結果を審査の上、その結果を公表するものとする。なお、目標及び指標の審査は、以下の観点を考慮して、適切に評価するものとする。
  - (1) 目標の達成状況及びその評価手法の妥当性
  - (2) 村づくり計画と事業内容の妥当性
  - (3) 事前審査項目の確認

#### 第5 指導助言及び改善措置

要綱第5の4に定める地方農政局長が事業実施主体に対して改善措置等を求める通知の様式は、別記様式第21号とし、地方農政局長は、都道府県知事（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）にその旨を通知するものとし、通知を受けた都道府県知事は、本事業を実施した事業実施主体に通知するものとする。

#### 第6 助成

- 1 要綱第6の1の国の助成の対象となる経費は次のとおりとする。

工事費

- (1) 純工事費
  - (2) 測量及び試験費
  - (3) 船舶機械器具費
  - (4) 用地費及び補償費
  - (5) 全体実施設計費
  - (6) 換地費
- 2 要綱別表1の3の(1)市町村創造型整備については、1に加え、以下の活動経費に該当するものも含む。

(1) ソフト活動経費

- ① 調査旅費
- ② 諸謝金
- ③ 委託費
- ④ 調査事務費（通信運搬費、印刷製本費、会議費、使用料及び賃料、賃金等）
- ⑤ 資材購入費
- ⑥ 機械賃料

第7 経過措置

- 1 要綱第10の7の地方農政局長の承認を受けるための申請は、別記様式第22号により都道府県知事に申請書を提出して行うものとし、当該申請書の提出を受けた都道府県知事は、当該申請書に村づくり計画が添付されている場合は当該計画の承認を行った上で、同様式により地方農政局長に申請書を提出するものとする。また、当該申請を受けて地方農政局長が行う承認は、別記様式第23号により行うものとする。
- 2 村づくり交付金実施要領の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2463号農林水産省農村振興局長通知）による改正後の第6の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成21年度の歳出予算に係る国庫補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

村 づ く り 計 画

1. 農村振興基本計画における村づくり計画の位置付け
2. 村づくりの目標・指標と設定の考え方
3. 市町村創造型整備の目的及び内容
4. 事業計画
  - (1) 目的及び目標・指標との整合性
  - (2) 事業実施主体
  - (3) 地域の所在及び現況
  - (4) 基本計画
  - (5) 管理要領
  - (6) 費用の概要
  - (7) 効用
  - (8) 他事業との関係
  - (9) 計画概要図

平成〇〇年度新規採択希望地区 村づくり交付金 〇〇地区 村づくり計画概要表

都道府県名	市町村名	地区名	所在地	工期	年度 ~ 年度	総事業費	千円
村づくりの目標・指標と設定の考え方							
目標							
指標							
目標・指標と事業計画との整合性							
事業目的							



村づくり計画概要表の記載要領

項 目	記 要 領
都道府県名	北海道の場合は支 名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は 名から記入し、大 、 集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表 位はヘクタールまでとする。(小数点以下 入。以下同じ。)
計 画 区 域	要綱第3の2に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する対象区域をいう。
地 目	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、 道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、 道等の用地、 地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は( )書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に( )書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内 は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基 に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に なる場合には、これを( )書きで併記する。 (3) 農家所得水準 は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経 調査及び市町村の所得推計等を 考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備 は、舗装 とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	その他 には、振興山村、野 指定産地、果樹 密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	(1) ほ場整備、農業用排水施設整備等各事業種 に記入する。 (2) 各事業種 の事業費には、純工事費及び諸経費を含んだものとする。(事務費を含まない。)
市町村創造型整備	ハー 事業については、事業費、費用負担、目的・効果等を記入する。 ソフト事業については、取組みの内容、目的及び事業実施による効果を具体的に記入する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記 されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を に記 する。なお、土地改良区等が事業実施主体の場合は、地区名の最後に( )書きでその名 を記 する。
一 計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりやを考慮して作成する。

平成〇〇年度新規採択希望地区 村づくり交付金 〇〇地区 一般計画図

一 計画図	位置図		
1			
		例	
		ほ場整備	
		農業用排水施設整備	
		集落土地基盤整備	
市町村創造型施設整備			

様式第3号

村づくり計画の協議

市町村長 殿

土地改良区等の代表者 印

地区において、村づくり交付金を実施したいので、村づくり交付金実施要綱第3の1に基づき、下記資料を協議します。

記

地区名

- 1 基本計画の概要表（案）
- 2 村づくり計画概要表（案）
- 3 村づくり計画書（案）
- (4 予定事業実施主体の同意書)
- (5 施設予定管理者の同意書)

( ) ア 4. 5は必要に応じてその しを添付するものとする。

同 意 書

土地改良区等の代表者 殿

地区 村づくり交付金のうち、 については、関係書 を添えて事業実施主体となることを同意します。

年 月 日

印

同 意 書

土地改良区等の代表者 殿

地区 村づくり交付金により整備される施設の管理については、土地改良区等の代表者から管理を委託される場合には、別記の予定管理方法で管理者となることについて同意します。

年 月 日

印

(別記)

### 予定管理方法

1 管理者

2 管理すべき施設の種

名	位 置	管理する施設の内容

3 管理に要する費用の概算及びその負担方法

名	維持管理費	負 担 の 方 法

4 その施設の管理に関する基本的事項

様式第4号

村づくり計画同意書

土地改良区等の代表者 殿

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった村づくり計画について同意する。

事業実施採択申請書

都道府県知事 殿  
農林水産省農村振興局長 殿  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

事業実施主体の代表者 印  
都道府県知事 印

地区において、村づくり交付金を実施したいので、村づくり交付金実施要綱第4の1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- 1 基本計画の概要表
- 2 村づくり計画概要表
- 3 村づくり計画書
- (4 予定事業実施主体の同意書)
- (5 施設予定管理者の同意書)

( ) ア 4. 5は必要に応じてそのしを添付するものとする。  
イ は都道府県知事から地方農政局長等へ申請する場合に適用。

同 意 書

事業実施主体の代表者 殿

地区 村づくり交付金のうち、 については、関係書 を添えて事業実施主体となることを同意します。

年 月 日

印

同 意 書

事業実施主体の代表者 殿

地区 村づくり交付金により整備される施設の管理については、事業実施主体の代表者から管理を委託される場合には、別記の予定管理方法で管理者となることについて同意します。

年 月 日

印

(別記)

予定管理方法

1 管理者

2 管理すべき施設の種

名	位 置	管理する施設の内容

3 管理に要する費用の概算及びその負担方法

名	維持管理費	負 担 の 方 法

4 その施設の管理に関する基本的事項

様式第6号

村づくり計画承認書

事業実施主体の代表者 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、村づくり計画を承認する。

記

村づくり交付金

1. 地区

様式第7号

事業実施採択通知書

都道府県知事 殿  
事業実施主体の代表者

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
都道府県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択した された ので通知する。

記

村づくり交付金

1. 地区 総事業費 千円

( ) は、都道府県知事から村づくり交付金を実施したい旨の申請をした事業実施主体の代表者への採択の決定の通知の場合とする。

村づくり計画変更協議書

市町村長 殿

土地改良区等の代表者 印

村づくり交付金 地区の事業計画を変更したいので、村づくり交付金実施要綱の第4の3に基づき、下記資料を添付して協議します。

記

地区名

- 1 基本計画の概要
- 2 村づくり計画概要表（変更案）
- 3 村づくり計画書（変更案）
- （4 予定事業実施主体の同意書）
- （5 施設予定管理者の同意書）

（ ） 4、5は必要に応じてその しを添付するものとする。

同 意 書

土地改良区等の代表者 殿

地区 村づくり交付金のうち、 については、関係書 を添えて事業実施主体となることを同意します。

年 月 日

印

同 意 書

土地改良区等の代表者 殿

地区 村づくり交付金により整備される施設の管理については、土地改良区等の代表者から管理を委託される場合には、別記の予定管理方法で管理者となることについて同意します。

年 月 日

印

(別記)

予定管理方法

1 管理者

2 管理すべき施設の種

名	位 置	管理する施設の内容

3 管理に要する費用の概算及びその負担方法

名	維持管理費	負 担 の 方 法

4 その施設の管理に関する基本的事項

様式第9号

村づくり計画変更同意書

土地改良区等の代表者 殿

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった、下記地区に係る村づくり計画の変更について同意する。

記

村づくり交付金

1. 地 区

様式第10号

村づくり計画変更承認申請書

都道府県知事 殿

事業実施主体の代表者 印

村づくり交付金 地区の事業計画を変更したので、村づくり交付金実施要綱の第4の3に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- 1 基本計画の概要
- 2 村づくり計画概要表（変更）
- 3 村づくり計画書（変更）
- （4 予定事業実施主体の同意書）
- （5 施設予定管理者の同意書）

（ ） 4、5は必要に応じてその しを添付するものとする。

同 意 書

事業実施主体の代表者 殿

地区 村づくり交付金のうち、 については、関係書 を添えて事業実施主体となることを同意します。

年 月 日

印

同 意 書

事業実施主体の代表者 殿

地区 村づくり交付金により整備される施設の管理については、事業実施主体の代表者から管理を委託される場合には、別記の予定管理方法で管理者となることについて同意します。

年 月 日

印

(別記)

予定管理方法

1 管理者

2 管理すべき施設の種

名	位 置	管理する施設の内容

3 管理に要する費用の概算及びその負担方法

名	維持管理費	負 担 の 方 法

4 その施設の管理に関する基本的事項

様式第11号

村づくり計画変更承認書

事業実施主体の代表者 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、村づくり計画の変更を承認する。

記

村づくり交付金

1. 地区

様式第12号

村づくり計画変更報告書

号  
年月日

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

村づくり交付金 地区の村づくり計画の変更を別 のとおり承認したので、報告します。

村づくり交付金

1. 地区

- 1 村づくり計画書（変更）
- 2 村づくり計画概要表（変更）

(様式第12号の別 )

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経	採択年度	着工年度		年までの進率(事業費ベース)	
項目	現計画	変更計画		増減	備考
事業費					
資効率					
所得償率					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増減	増減の内又は理由

事業計画概要書

- 第1 目的
- 第2 地域の所在及び現況
  - (1) 地域 (2) 地積 (3) 地形 (4) 地質、土
  - (5) 気象 (6) 水利状況 (7) 農地状況 (8) 営農状況
  - (9) 交通状況 (10) 集落状況 (11) 施設状況
- 第3 基本計画
  - 一 計画の概要
    - (1) 営農計画の概要 (2) 農業用排水計画の概要
    - (3) 農道計画の概要 (4) ほ場整備計画の概要
    - (5) 農用地開発計画の概要 (6) 農地保全または農地改良計画の概要
    - (7) 主要な関連事業計画の概要
- 第4 管理要領
- 第5 換地計画の要領
  - (1) 換地計画樹立の必要性 (2) 換地計画樹立の基本方針
- 第6 費用の概要
- 第7 効用
- 第8 本事業で実施する集落基盤整備事業等との関係
- 第9 他事業との関係
- 第10 計画概要図

事業計画概要書の記載要領

項目	内容	記 要 領																														
第1 目的		施行しようとする事業の目的を具体的に記入する。																														
第2 地域の所在及び現況	(1) 地域  (2) 地積	<p>県 町大 まで記入、あわせて、地域の状況を記 する。</p> <p>地域の現況と計画面積を計画区域と土地改良事業受益区域別に記 する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水 田</th> <th></th> <th>樹園地</th> <th>採 草 放牧地</th> <th>農用地 計</th> <th>山 林 原 野</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 況</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>計 画</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> </tbody> </table>		水 田		樹園地	採 草 放牧地	農用地 計	山 林 原 野	その他	計	合 計	現 況	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	水 田		樹園地	採 草 放牧地	農用地 計	山 林 原 野	その他	計	合 計																							
現 況	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )																							
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )																							
	(3) 地形 (4) 地質、土 (5) 気象 (6) 水利状況 (7) 農地状況 (8) 営農状況 (9) 交通状況 (10) 集落状況 (11) 施設状況	<p>( ) 1. 土地改良受益面積を下 に計画区域の面積を上 ( ) に記 する。 2. その他とは、宅地、公共施設用地（例えば道水路、道、公園等の用地、 地等をいう。）面積を記 する。</p> <p>事業計画区域の標高、河川状況等を記 する。</p> <p>地質、土 の種 、分 状況及びその特性等を記 する。</p> <p>気 、気温、降雨等を中心にその数値、特性等をかんがい期を考慮し記 する。</p> <p>地域の主な水源、取水方法、水利施設整備状況等を記 する。</p> <p>農地の区画形状、規模、整備状況ならびに改良必要性の有 を記 する。</p> <p>地域の経営形態、経営規模、農業 業構造及び生産体制等を記 する。</p> <p>市町村道、農道等の道路 、舗装率等整備状況を記 する。</p> <p>集落の形態、排水施設、水道等の 及状況ならびに道路の状況等を記 する。</p> <p>営農施設、公共施設等の整備状況等を記 する。</p>																														
第3 基本計画	一 計画の概要  (1) 営農計画の概要 (2) 農業用排水計画の概要 (3) 農道計画の概要 (4) ほ場整備計画の概要 (5) 農用地開発計画の概要	<p>事業計画の内容及び事業の必要性を要約して 明する。</p> <p>事業計画区域の主要作目、営農 型、生産流通体系及びこれらの営農のために整備を必要とする施設等について記 する。</p> <p>かんがい、排水等に関する主要施設の名 、位置、規模、数量ならびにこれに関する支線用排水路等の配置、規模、延長等の概要を記 する。</p> <p>幹 支線農道の配置、延長、舗装等の概要、地域の主要幹線道路等の接続ならびに生産流通条件等との関係について記 する。</p> <p>面積、標準計画、ほ場内道水路等の考え方ならびに導入作物等について記 する。</p> <p>造成面積、造成方法、標準区画、道水路等の数量、規模、配置等を記 する。</p>																														



村づくり交付金移行申請書

号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿  
農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体の代表者 印  
都 道 府 県 知 事 印

平成 年 月 日付け 第 号で 市町村長から申請のあった、現行事業<sup>1</sup> 地区<sup>2</sup>については、村づくり交付金に移行したいので、村づくり交付金実施要綱の第10の2に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名 村づくり交付金 地区

- 1 現行事業<sup>1</sup> 地区<sup>2</sup>
- 2 村づくり計画書<sup>3</sup>

- ( ) (1) <sup>1</sup>は、現行の事業名（むらづくり総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業、集落地域整備統合補助事業、農業集落排水事業統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業、地域用水環境整備統合補助事業、集落基盤整備事業又は美しい村づくり総合整備事業）を記入する。
- (2) 地区<sup>2</sup>は現行の地区名を記入する。
- (3) 記の2の村づくり計画<sup>3</sup>については、策定されている場合のみ適用。策定されていない場合は、策定した時点で地方農政局長等へ提出すること。
- (4) は都道府県知事から地方農政局長等に申請する場合に適用。

村づくり交付金移行承認書

号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事  
事業実施主体の代表者 殿

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
都 道 府 県 知 事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、村づくり交付金 地区への移行を承認する。

記

村づくり交付金 地区

現行事業 <sup>1</sup> 地区 <sup>2</sup>

- ( ) (1) <sup>1</sup>は、現行の事業名（むらづくり総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業、集落地域整備統合補助事業、農業集落排水事業統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業、地域用水環境整備統合補助事業、集落基盤整備事業又は美しい村づくり総合整備事業）を記入する。
- (2) 地区 <sup>2</sup>は現行の地区名を記入する。

様式第16号

事業実施内容報告書

号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体の代表者 印

村づくり交付金 地区の平成 年度の事業実施内容について、村づくり交付金  
実施要領第3の7に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業内容	事業量	事業費（千円）	備 考
小 計			

達成状況検証結果の協議

号  
年 月 日

市町村長 殿

土地改良区等の代表者 印

村づくり交付金 地区の事業完了に伴い、村づくり交付金実施要綱第5の2に基づき、下記のとおり、本事業実施による村づくり計画の達成状況を検証しましたので、その内容について協議します。

記

都道府県名		市町村名		地区名	
村づくり計画の概要					
目標				指標	
事業目的	〔村づくり計画との関連性を中心に簡潔に記載〕				
事業計画の概要	〔事業計画書等を基に簡潔に記載〕				
総事業費	千円	工期	年度～	年度	
事業内容の内訳	〔事業の特性を勘案の上、主要な工事内容について記載〕				
評価内容 (8)～(10)については、定性的に評価 (1) 目標の達成状況及びその評価手法の妥当性 (2) 目標と事業内容の関連性及び妥当性 (3) 目標と指標の関連性 (4) 指標内容の妥当性 (5) 村づくり計画と事業内容の妥当性 (6) 事前審査項目の確認 (7) 事業効果の発現状況 (8) 事業により整備された施設管理状況 (9) 環境の変化及び社会状況の変化 (10) 課題等					
指標改善値	項目	事業実施前	事業完了後	出典元	
評価結果					

様式第18号

達成状況検証結果の同意書

土地改良区等の代表者 殿

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった、下記地区に係る村づくり計画の達成状況の検証結果について同意する。

記

村づくり交付金

1. 地 区

達成状況報告書

号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体の代表者 印

村づくり交付金 地区の事業完了に伴い、村づくり交付金実施要綱第5の2に基づき、下記のとおり、本事業実施による村づくり計画の達成状況を評価しましたので報告します。

記

都道府県名		市町村名		地区名	
村づくり計画の概要					
目標				指標	
事業目的	〔村づくり計画との関連性を中心に簡潔に記載〕				
事業計画の概要	〔事業計画書等を基に簡潔に記載〕				
総事業費	千円	工期	年度～	年度	
事業内容の内訳	〔事業の特性を勘案の上、主要な工事内容について記載〕				
評価内容 (8)～(10)については、定性的に評価 (1) 目標の達成状況及びその評価手法の妥当性 (7) 事業効果の発現状況 (2) 目標と事業内容の関連性及び妥当性 (8) 事業により整備された施設管理状況 (3) 目標と指標の関連性 (9) 環境の変化及び社会状況の変化 (4) 指標内容の妥当性 (10) 課題等 (5) 村づくり計画と事業内容の妥当性 (6) 事前審査項目の確認					
指標改善値	項目	事業実施前	事業完了後	出典元	
評価結果					

様式第20号

達成状況報告書

号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

村づくり交付金 地区の事業完了に伴い、村づくり交付金実施要綱第5の2に基づき、事業実施主体の代表者より村づくり計画の達成状況について報告があったので、報告します。

記

都道府県名		市町村名		地区名	
村づくり計画の概要					
目標				指標	
事業目的	〔村づくり計画との関連性を中心に簡潔に記載〕				
事業計画の概要	〔事業計画書等を基に簡潔に記載〕				
総事業費	千円	工期	年度～	年度	
事業内容の内訳	〔事業の特性を勘案の上、主要な工事内容について記載〕				
評価内容(8)～(10)については、定性的に評価 (1)目標の達成状況及びその評価手法の妥当性 (2)目標と事業内容の関連性及び妥当性 (3)目標と指標の関連性 (4)指標内容の妥当性 (5)村づくり計画と事業内容の妥当性 (6)事前審査項目の確認 (7)事業効果の発現状況 (8)事業により整備された施設管理状況 (9)環境の変化及び社会状況の変化 (10)課題等					
指標改善値	項目	事業実施前	事業完了後	出典元	
評価結果					

様式第21号

改善措置等要望書

号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事  
事業実施主体の代表者 殿

農 村 振 興 局 長  
地 方 農 政 局 長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
都 道 府 県 知 事 印

村づくり交付金 地区について、村づくり交付金実施要綱第5の4に基づき、報告のあった達成状況の報告を審査した結果、下記の理由により、改善措置等を求めます。

記

村づくり交付金実施要綱第10の7 申請書

号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿  
農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体の代表者 印  
都 道 府 県 知 事 印

平成 年 月 日付け 第 号で 市町村長から申請のあった、田園整備事業実施要綱第4の3に基づき採択された 地区<sup>1</sup>については、村づくり交付金として実施したいので、村づくり交付金実施要綱の第10の7に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名 地区  
村づくり計画書<sup>2</sup>

- ( ) (1) 地区<sup>1</sup>は田園整備事業の地区名を記入する。
- (2) 記の村づくり計画<sup>2</sup>については、策定されている場合のみ適用。策定されていない場合は、様式第2号その2を添付し、その他は策定した時点で地方農政局長等へ提出すること。
- (3) は都道府県知事から地方農政局長等に申請する場合に適用。

様式第23号

村づくり交付金実施要綱第10の7承認書

号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿  
事業実施主体の代表者

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
都 道 府 県 知 事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、村づくり交付金 地区への移行を承認する。

記

村づくり交付金 地区

